



# お知らせ

**後期高齢者医療制度**  
 に加入している方へ

申請により、医療機関窓口での自己負担額と食事療養費または生活療養費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

【申請できる方】

▽世帯員全員が住民税非課税の方(区分Ⅱ)  
 △世帯員全員の所得額が0円の方(区分Ⅰ)

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。すでに認定証をお持ちの方で、平成25年度の所得区分が引き続き区分Ⅱまたは区分Ⅰの方には、新しい認定証を7月23日(火)以降順次お送りします。

【担当課】 国保年金課  
 ☎(5654)8212

**国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ**

**新しい高齢受給者証をお送りします**

【対象】 昭和13年8月2日～昭和18年7月1日生まれの方  
 【有効期限】 8月1日～平成26年7月31日  
 昭和14年7月31日以前に生まれた方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までで

## 新監査委員(識見)を紹介いたします

中西 久美子氏 (平成25年7月13日就任)

【担当課】 監査事務局 ☎(5654)8487

高齢受給者証をご確認ください

負担割合	所得区分	負担割合の判定基準
3割	一定以上所得者	同一世帯で、国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方の中に、平成25年度住民税課税所得145万円以上の方が一人でもいる場合
1割	一般	同一世帯で、国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方全員が、平成25年度住民税課税所得145万円未満の場合

地方税の扶養控除の見直しに伴う調整控除を適用しています。

医療機関の窓口で支払う負担割合は1割または3割です(右表)。届いた高齢受給者証をご確認ください。

負担割合は平成20年4月に1割から2割に改正されましたが、26年3月までは1割のまま据え置かれています。

**新しい高齢受給者証の負担割合が3割の方へ**

平成24年中の収入額が次に該当する方は「基準収入額適用申請書」を提出していただく、負担割合が1割になります。  
 △同一世帯に高齢受給者証をお持ちの方が1人の場合

は収入額が383万円未満

ただし、383万円以上でも同じ世帯の中に旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移した方)がいる場合は、その方も含めた合計収入額が520万円未満

▽同一世帯に高齢受給者証をお持ちの方が2人以上いる場合は、合計収入額が520万円未満  
 △入院が過去1年間で90日超(長期入院該当)160円

【申請に必要な物】

高齢受給者証、平成24年分の確定申告書の控えなど判定基準となる収入額が分かる物

【申請・担当課】

国保年金課 (区役所3階315番) ☎(5654)8210

**国民健康保険に加入している方へ**

**70歳未満の方**

人工腎臓を実施している慢性腎不全の方の特定疾病療養受給証の有効期限は、7月31日(水)までです

引き続き該当する方に新しい受給者証をお送りします。医療費(自己負担額)が自己負担限度額までになります

あらかじめ申請が必要です。認定を受けた方は「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示してください。

【申請できる方】 国民健康保険料を滞納していない世帯の方

【申請に必要な物】

国民健康保険証  
 平成25年度の住民税が非課税の世帯の方は入院時の食

療養費を減額します

入院が決まっているか、入院中の申請により、申請月から減額します。

【本人負担額(1食当たりの食事療養費)】  
 ▽標準額 260円  
 ▽住民税非課税世帯 210円  
 ▽入院が過去1年間で90日超(長期入院該当)160円

【申請に必要な物】

国民健康保険証、長期入院に該当する方は入院期間の分かる請求書か領収書

【申請・担当課】

平成25年1月2日以降に転入した方は、前住所地の25年度の住民税非課税証明書(世帯全員分)が必要です(住民税課税状況が確認できる場合もありますので、お問い合わせください)。

**70歳以上で高齢受給者証をお持ちの方**

**医療機関窓口での自己負担額・食事療養費・生活療養費が減額になります(右下表)を交付します。**

【申請できる方】  
 ▽世帯主と国民健康保険に加入している世帯員全員が住民税非課税の方(区分Ⅱ)  
 ▽世帯員全員の所得額が0円の方(区分Ⅰ)

【申請に必要な物】  
 高齢受給者証、長期入院に該当する方は入院期間の分かる請求書か領収書

【担当課】 介護保険課  
 ☎(5654)8248

**公的個人認証サービス**  
 を停止します

システムのメンテナンスのため公的個人認証サービスを停止します。

できる場合もありますので、お問い合わせください。

所得区分	自己負担限度額(高額療養費算定基準)		一般病床入院時の標準負担額(食費)	療養病床入院時の生活療養費標準負担額(食費+居住費)
	外来のみ(個人ごと:月)	外来と入院(世帯ごと:月)		
住民税非課税 区分Ⅱ	8,000円	24,600円	過去1年間の入院期間90日以下 210円/食 過去1年間の入院期間90日超 160円/食	210円/食+320円/日
区分Ⅰ		15,000円	100円/食	130円/食+320円/日

療養病床に入院している方のうち、厚生労働大臣が定める入院医療の必要性の高い方は、一般病床並みになります。

## いずれも

【申請・担当課】

国保年金課 (区役所3階315番) ☎(5654)8212

**介護保険サービスを利用している方へ**  
 介護認定有効期間切れに注意してください

介護保険サービスを有効期間満了後も引き続きご利用の場合は、更新申請が必要です。更新申請は有効期間満了日の60日前からできます。

【担当課】 介護保険課  
 ☎(5654)8248

**国民健康保険料**  
 休日納付相談

【日時】 7月28日(日)  
 午前9時～午後4時30分  
 【会場・担当課】  
 国保年金課 (区役所3階315番) ☎(5654)8213

【日時】

▽区の窓口業務でのサービス停止  
 7月29日(月)・30日(火)  
 戸籍住民課、各区民事務所窓口での電子証明書の発行および失効業務ができません。

▽インターネットでのサービス停止  
 7月26日(金)午前0時～31日(水)午前0時  
 公的個人認証ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp>)  
 内にあるオンライン窓口での電子証明書の有効性確認および電子証明書の失効申請ができません。

【担当課】 戸籍住民課  
 ☎(5654)8192

**行政書士による遺言・相続、成年後見、許認可などの無料相談会**

【日時】 7月27日(土)  
 午前10時～午後4時  
 直接会場へ。  
 【会場】 イトーヨーカドー 亀有駅前店前特設テント、亀有地区センター(亀有3・26・1イートヨーカドー駅前店7階)  
 【問い合わせ】 東京都行政書士会葛飾支部 竹村☎(3607)3425  
 【担当課】 広報課

### 食品等の放射性物質検査の結果

6月の検査結果は下表の通りです。詳しい検査結果は、区ホームページ、区政情報コーナー(区役所3階304番)、区民事務所でご覧になれます。  
 【担当課】 放射線対策室 ☎5654-8588

品名	採取・購入場所	自家消費・流通品	放射性セシウム検出
ヨモギ	区内	自家消費	有
小梅	区内	自家消費	無
梅酒	茨城県	自家消費	有
梅	区内	自家消費	無
ピワ	区内	自家消費	有
アサリ	千葉県	自家消費	無
梅	区内	自家消費	有
水道水	栃木県	流通品	無

### 空間放射線量の定点測定結果

【測定日】 7月5日(金)

測定場所	所在地	測定結果
青戸平和公園	青戸4-23-1	0.07
中道公園	西亀有1-3-1	0.05
亀有公園	亀有5-36-1	0.08
水元中央公園	水元1-23-1	0.08
東金町運動場多目的広場	東金町8-27-1	0.16
金町二丁目とぎわ公園	金町2-16-4	0.15
高砂北公園	高砂4-3-1	0.08
奥四あおぞら公園	奥戸4-20-4	0.08
新小岩公園	西新小岩1-1-3	0.11
東立石緑地公園	東立石4-6-10	0.16
本田公園	立石3-4-13	0.08

【単位】 マイクロシーベルト/時  
 【測定方法】 地上1mの地点で、10秒毎に5回測定した値の平均  
 【測定箇所の土質】 東立石緑地公園は芝生で、その他は校庭や園庭と同じダスト舗装です。  
 【測定機器】 シンチレーション式サーベイメーター(GEORADIS社 RT-30)  
 【担当課】 環境課 ☎5654-8236

### 3会場 あなたの家に合うきつと見つける相談会

7/21(日) 10:00～16:00 入場無料・ご予約不要  
 葛飾区奥戸7丁目17-1 総合スポーツセンター <体育館2階 第二会議室>  
 ※会場に有料駐車場がございます。

7/22(月)・23(火) 10:00～16:00 入場無料・ご予約不要  
 葛飾区鎌倉4丁目10-7 葛飾鎌倉郵便局 <特設会場>

7/24(水)・25(木)・26(金) 10:00～16:00 入場無料・ご予約不要  
 葛飾区四つ木2丁目28-1 葛飾郵便局 <特設会場>

イベント内容、会場へのアクセスなどのお問い合わせは下記フリーダイヤルまでお気軽にどうぞ!  
 お問い合わせ ☎0120-093-709  
 葛飾区の耐震補強制度のご相談も承っております。  
 建設業許可:国土交通大臣(特-22)第4638号 1級建築士事務所登録:東京都知事登録第56323号  
 住友不動産 新築そっくりさん 葛飾営業所 〒163-0820 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル20F